

# 山口県報

平成29年  
6月16日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 統計調査の指定(統計分析課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....二
  - 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....二
  - 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....三
  - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....三
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....三
  - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....四
- 公告
  - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....四
  - 平成二十九年クリーニング師試験の実施(生活衛生課).....五
  - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....六
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....六
- 選管告示
  - 直接請求に必要な有権者の数.....七
- 公安委告示
  - 技能検定員審査の実施.....八
  - 教習指導員審査の実施.....八
- 公安委公告
  - 一般競争入札の実施.....一〇



### 山口県告示第二百二十六号

山口県統計調査条例(平成二十一年山口県条例第二号)第二条第一項の規定により、統計調査を次のとおり指定する。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 統計調査の名称
  - 平成二十七年山口県商品流通調査
- 二 統計調査の目的
  - この統計調査は、山口県が作成する平成二十七年山口県産業連関表の基礎資料とするため、地域間における商品の流通状況を把握することを目的とする。
- 三 統計調査の事項
  - (一) 平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間について、次の事項を調査する。
    - 1 事業所の名称及び所在地
    - 2 製造品の自工場生産額
    - 3 消費地域別出荷の内訳
    - 4 業種別出荷の内訳
  - (二) 調査事項の細目は、知事の定める調査票による。
- 四 統計調査の範囲
  - この統計調査は、製造業の主要な品目(約三百二十品目程度)を生産している事業所について、経済産業省が作成した名簿を用い、各品目ごとに任意に選定した事業所を対象とする。
- 五 統計調査の期日
  - 平成二十九年八月一日現在で行う。
- 六 統計調査の方法
  - 自計申告とし、郵送方式により行う。



(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市大字松小田字四王司三六九・大字内日上字京川一〇八三・一〇八五(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第二百二十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
吉敷赤田(一)(6)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称  
吉敷赤田(一)(6)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第二百二十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
吉敷赤田(一)(6)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、黒磯県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 黒磯県営住宅新築工事

(一) 工事場所 岩国市黒磯町二丁目四五六番地二〇

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上五階建	一、四九三平方メートル	二〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年六月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年七月四日から同月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年七月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三一一八七〇)にすること。



(二七七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

行なった者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山 口 市	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年八月二十九日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	宮野上及び小郡下郷の各一部
〃	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年八月十日日まで	〃	秋穂東の一部
〃	平成二十七年四月十三日から 平成二十八年八月二十二日まで	〃	阿東生雲西分の一部

二 認証年月日  
平成二十九年六月十六日

(二七八) 平成二十九年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十九年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十九年九月三日(日曜日) 午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿100パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十九年七月十日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)まで(郵送の場合、七月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所がある者については、当該住所地の市役所)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

八千三百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼つ

た宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一七九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年六月十六日から同年十月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス北琴芝店

所在地 宇部市北琴芝二丁目九八九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年一月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五三二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五一台

(二) 駐車場の収容台数

二〇台

(三) 荷さばき施設の面積

四五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十九年五月三十日

(一八〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年六月十六日から同年十月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三八街区一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1
	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1	株式会社ケン&1

四 届出年月日

平成二十九年五月二十六日

五 変更年月日

平成二十九年四月二十七日

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十九年六月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎



直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二、三、七〇二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四八、一三四
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	

副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四八、一三四
県の教育委員会の教員及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項	



山口県公安委員会告示第二十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所  
（一）日時 平成二十九年七月二十七日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで  
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十九年六月十九日（月曜日）から同月二十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）  
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第二十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の



運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十九年七月二十六日(水曜日)及び同月二十七日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十九年六月十九日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

- 八 その他  
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類  
教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十九年七月二十七日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十九年六月十九日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車  
 を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す  
 ること。
- 七 審査手数料  
 九千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される  
 者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当  
 する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を  
 しないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

- 備考  
 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細  
 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる  
 審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとす  
 る。
- 八 その他  
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三  
 一二九〇〇）にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成  
 七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項  
 次に掲げる物品等の購入  
 (一) 物品等の名称及び数量  
 交通信号灯器 一一三三台
- (二) 物品等の特質等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
 平成二十九年十二月二十八日
- (四) 納入場所  
 契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格  
 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
 (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号の  
 いずれかに該当する者でないこと。  
 (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入  
 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配  
 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。  
 (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業  
 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並  
 びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十七年山口県告示第二百  
 二十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ  
 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す  
 る物品等の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十四号）に基づく資

格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年六月十六日から同年七月二十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十九年七月二十七日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十九年七月二十八日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階交通部会議室

(二) 日時

平成二十九年七月二十八日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年七月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三三〇一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 1133

(3) Delivery period: December 28, 2017

(4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 27, 2017(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 28, 2017)

平成二十九年六月十六日印刷

発行人所

山口県知事